

愛媛県教育委員会11月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成21年11月18日（水）午後3時45分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 松岡義勝 委員 伊藤剛吉

委員 井上弘子 委員 西田真己 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 保木俊司

指導部長 丹下敬治

文化スポーツ部長 荒本 司

教育総務課長 高岡 亮

教職員厚生室長 藤井晃一

生涯学習課長 眞鍋幸一

義務教育課長 福本純一

高校教育課長 竹本公三

人権教育課長 宮崎 悟

特別支援教育課長 武智一郎

文化振興課長 伊藤 充

文化財保護課長 杉本 譲

保健スポーツ課長 大川晃平

国民体育大会準備室長 岡田清隆

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後3時45分開会を宣する。

(2) 10月定例会会議録の承認

委員長 10月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

県民総合文化祭の開催について

文化振興課長 文化庁の地域文化芸術振興プラン推進事業の採択を受け、内容を拡充して実施している県民総合文化祭について、平成21年11月21日に開催する県民総合文化祭の中核事業である総合フェスティバルの概要を説明するとともに、県民総合文化祭の県主催事業や市町が主催する事業、協賛事業等について報告する。

井上委員 高校生が総合フェスティバルに参加し、その若い力でフェスティバルが盛り上がると思うが、フェスティバルの終了時間が少し遅

い点について、高校生の安全面などどのように考えているか質問する。

文化振興課長 総合フェスティバルの終了時間が午後6時30分と少し遅い時間であるが、高校生にはフェスティバルの進行や舞台の裏方として参加してもらい、このようなイベントを運営する経験を積んでもらいたく協力をお願いした旨説明する。

委員長 議案第64号公立小学校教員の懲戒処分について及びその他の協議の平成21年度県政発足記念日知事表彰については、人事案件であることから、それぞれ審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第61号を上程する。

○議案第61号 平成22年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 新型インフルエンザが平成22年1月から3月にかけて流行するおそれがあることに対処するため、愛媛県県立学校管理規則第44条第2項の規定により、平成22年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項を定める原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 追検査の実施日を本検査（第1日目：3月10日）から6日後の3月16日とした理由について質問する。

高校教育課長 学級閉鎖等の期間は、インフルエンザの一般的な感染性を有する期間なども考慮して、5日から7日間を要すると考えられているが、3月20日には、私立学校の入学説明会が予定されており、県立高等学校の合格者の発表（3月18日）を繰り下げると混乱を生じるおそれがあること、及び入試業務に関するミスを防止するために追検査から合格者の発表まで最低1日は空ける必要があることから、原案とした旨説明する。

委員長 本県の中学生に対する新型インフルエンザワクチンの接種時期について質問する。

保健スポーツ課長 新型インフルエンザ危機対策本部の発表では、本県は新型インフルエンザワクチンの絶対量が不足していることから、中学生に対するワクチン接種時期は、明確に示されていない旨説明する。

委員長 本検査と追検査は学力検査の問題が異なるが、難易度等につ

いては、どのように対処するのか、また、平均点に差が出た場合は、得点調整を行うのか質問する。

高校教育課長 追検査の学力検査の問題は、実施教科、分量、難易度とも本検査に準じて平成22年度愛媛県立高等学校入学者選抜学力検査問題作成委員会において本検査と差が出ないように作成する旨、及び平均点の差を補う得点調整は考えていない旨説明する。

松岡委員 追検査の受検者の負担について、どのように考えているか質問する。

高校教育課長 本検査を2日間で実施するのに対して、追検査は1日で実施することとなるが、日程等の関係からやむを得ないと考えている旨、及び追検査は、本検査を欠席した教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、実施する旨説明する。

伊藤委員 過去に追検査を実施した事例はあるのか質問する。

高校教育課長 過去に追検査を実施した事例はない旨説明する。

委員長 新型インフルエンザがどの程度流行するかは分からないが、受検生や保護者が学力検査を受検ができなくなるのではないかという不安等を解消するためには追検査を実施することは必要であり、本検査から追検査実施までの期間が短い、諸般の事情を考慮するとやむを得ないとする旨意見を述べる。

教育長 追検査の実施日について、3月17日には多くの中学校で卒業式が予定されており、卒業式に出席できない生徒が生ずるのは避けたい旨、及び中学校3年生に係る3月の行事を考慮すると、本検査の2日目（3月11日）から追検査実施（3月16日）までの期間は最大限にとっても5日間であり、日程的に厳しいところもあるが、やむを得ないと判断した旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第62号を上程する。

○議案第62号 平成22年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 新型インフルエンザが平成22年1月から3月にかけて流行するおそれがあることに対処するため、愛媛県立学校管理規則第48条の4の規定により、平成22年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項を定める原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 本県の小学生に対する新型インフルエンザワクチンの接種時

期について質問する。

保健スポーツ課長 新型インフルエンザ危機対策本部の発表では、小学生に対するワクチン接種時期についても、明確に示されていない旨、及び接種時期については、保健福祉部が入手状況をみて決定する旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第63号を上程する。

○議案第63号 平成22年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 新型インフルエンザが平成22年1月から3月にかけて流行するおそれがあることに対処するため、愛媛県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成22年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項を定める原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

西田委員 追検査の対象者は、新型インフルエンザにり患し、又はその疑いがあったことその他やむを得ない事情により、一般入学者選抜の学力検査等の全部又は一部を欠席したものとなっているが、その他やむを得ない事情とは、どういう事情を想定しているのか、また、追検査の受検者は、誰が認めるのか質問する。

高校教育課長 追検査の受検を認めるやむを得ない事情とは、インフルエンザ様症状以外の急病や事故等に遭遇したことなどである旨、及び追検査を希望する者は、原則中学校長等を経て、志願先校長に追検査受検願を提出することとしており、志願先校長が承認する旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について

高校教育課長 死亡した県立学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(5) その他

平成21年度12月補正予算案について

委員長 協議題の説明を求める。

副教育長 愛媛県議会12月定例会に提案予定の平成21年度12月補正予算案の教育委員会所管分について、概要を説明する。

委員長 意見を求める。

委員長 愛媛マラソンの過去の参加者、及び新コースについて質問する。

保健スポーツ課長 昨年までの愛媛マラソンの参加者は1,000人程度であったが、今年度から市民マラソン化し、規模を大幅に拡大することから、5,000人の参加者を見込んでいる旨、及び新コースは、県庁前を出発して旧北条市で折り返し、市街地や松山城周辺などを走るコースとなる旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 愛媛県人事委員会の勧告に基づき、平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当について、給与減額措置の対象外とするための、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、及び平成21年12月以降に支給する教育長の期末手当の支給月数について、引き下げを行うための、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

教育職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 愛媛県人事委員会の勧告に基づき、教育職員の給料表を改定するとともに、期末手当及び勤勉手当について支給月数の引き下げを行うための、教育職員の給与に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

井上委員 この4年間、給与カットが継続され、子どもを高校や大学

に進学させている職員にとっては、今回も厳しい給与改定となるが、愛媛教育の発展のため、教員がやる気を失わないよう意欲の高揚を図る取組を行ってほしい旨意見を述べる。

委員長 厳しい社会情勢の中、民間企業においても給与の削減等が行われており、やむを得ない措置であり、気の毒とは思いますが、がんばってほしい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

財産の取得について

高校教育課長 愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、県立学校に整備する校務用パーソナルコンピュータの取得の議案を12月定例県議会に上程する旨説明する。

委員長 意見を求める。

松岡委員 学校にどのようなパーソナルコンピュータを整備するのか質問する。

高校教育課長 基本的なソフトを備えた一般的な事務用のパーソナルコンピュータである旨、及び学校の特色や教育活動に応じて必要なソフトは、それぞれの学校で購入することとなる旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

平成22年4月1日付教職員人事異動基準について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成22年4月1日付けの教職員の人事異動について、その適正を期すため定める基準案を説明する。

委員長 意見を求める。

委員長 本県で降任等を希望した教職員はいるのか質問する。

義務教育課長 降任等を希望した教職員はない旨説明する。

委員長 全国的には、校長よりも教頭の降任等の希望者が多いと聞くが、どのような理由であるのか、また、主幹教諭は、責任が重くなってその職務がきつくなっていないのか質問する。

義務教育課長 教頭の降任希望者が多いのは、家庭の事情等の理由が多いのではないかとされる旨、及び主幹教諭は、その職が導入されて2年目であり、教職員の中で中核的な役割を担うことにとまどいがある状況が見受けられ、組織の中でうまく機能するよう取り組みたい旨説明する。

井上委員 平成21年4月1日付人事異動基準は、人事異動を行う上で、何か不都合はなかったか質問する。

義務教育課長 平成21年4月1日付けの人事異動において、基準に特段の不都合はなかった旨、及び平成22年4月1日付人事異動基準は、これまでの人事異動の考え方を踏襲し、内容を分かりやすく整理した旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

(6) 議 事

議案審議

委員長 議案第64号を上程する。

○議案第64号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 児童を指導する際、感情的になり体罰を行い、児童に4週間の加療を要する怪我を負わせた公立小学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

井上委員 教員は、普段から体罰を行っていたのか質問する。

義務教育課長 教員は、普段は体罰を行っていない旨、及び本件については、同級生の児童に対して意地悪をした男子児童2名を指導する際、感情的になって、男子児童の頭を1回たたき、その後も両脇腹をもって投げ倒したり、両腕をつかんで押し倒したりする行為を4回か5回繰り返し、児童の1人に左腓骨骨折の怪我を負わせた旨説明する。

井上委員 児童への指導の過程で起こった事件であるが、どういった理由があっても体罰は許されるものではなく、教員は本件を真しに受け止め反省し、今後は新たな気持ちでがんばってもらいたい旨意見を述べる。

義務教育課長 事件後、学校は児童に怪我を負わせた経緯を認め、児童や保護者に謝罪し、教員も反省している旨、及び怪我をした児童もその教員が好きで、保護者を含め両者の関係の修復は図られている旨説明する。

松岡委員 児童の前で体罰は行われたのか質問する。

義務教育課長 教室内で指導中の事件であって、他の児童もその場に居合わせていた旨説明する。

伊藤委員 指導する際に感情的になったとのことであるが、やり過ぎである旨意見を述べる。

委員長 指導する際に感情的になってやり過ぎたところもあるが、教員は反省しており、原案を適切と考える旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(7) その他

平成21年度県政発足記念日知事表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成21年度県政発足記念日知事表彰の被表彰候補者（4名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

井上委員 被表彰候補者は、様々な分野から選考され、また、女性被表彰候補者も含まれ、適切である旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(8) 閉会

委員長 午後4時55分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。